

平成 30 年 4 月 18 日

**消費者機構日本と株式会社みずほ銀行との
差止請求に関する協議が調ったことについて**

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 協議の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」という。）に対し、同行の「カードローン（無担保）規定」について、借主において相続開始があったときには当然に期限の利益を失い直ちに債務全額を返済する旨を定める契約条項が、消費者契約法第 10 条^(※)に規定する消費者契約の条項に該当するとして、その削除を求めた事案である。

(※) 消費者契約法

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 民法、商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

（注）上記の差止請求が行われた日（平成 28 年 11 月 4 日）現在の規定。

(2) 結果

平成 29 年 9 月 26 日、みずほ銀行は、消費者機構日本に対し、(1) の申入れに係る契約条項の改定について連絡した。

これを受けて、平成 29 年 10 月 23 日、消費者機構日本は、みずほ銀行に対し、申入れ終了の連絡をした。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本（法人番号：9010005008351）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社みずほ銀行（法人番号：6010001008845）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html